

2022 北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告と

超勤・多忙化解消に向けた提言

I. 2022 北教組「9月勤務実態記録」結果報告 (概要版)

調査内容 A

改正「給特法・条例」にもとづく時間外在校等時間「上限（月 45 時間以内）」遵守の状況

	集約 人数	① 超勤時間		② 休憩時間の業 務		①+② 時間外在校等時間		「上限」を超え た者の割合	③ 持ち帰り業務		①+②+③ 時間外+持ち帰り		持ち帰りを含め ると「上限」を超え た者の割合
		時間	分	時間	分	時間	分		時間	分	時間	分	
小学校平均	3457人	31時間	56分	12時間	30分	44時間	27分	46.0%	11時間	35分	56時間	1分	62.2%
中学校平均	1572人	47時間	43分	12時間	48分	60時間	32分	65.0%	8時間	7分	68時間	38分	71.2%
高校平均	45人	44時間	7分	6時間	54分	51時間	2分	48.9%	0時間	17分	51時間	18分	51.1%
特別支援学校平均	63人	27時間	2分	10時間	27分	37時間	30分	27.0%	7時間	11分	44時間	40分	41.3%
全校種平均	5137人	36時間	48分	12時間	31分	49時間	21分	51.6%	10時間	22分	59時間	41分	64.6%
小学校・中学校平均	5029人	36時間	52分	12時間	36分	49時間	29分	51.9%	10時間	30分	59時間	58分	65.0%

「過労死レベル」（月 80 時間以上の超過勤務）超えた者の割合

	集約 人数	①+②の合計が 80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が 100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合
小学校	3457人	196人	5.7%	603人	17.4%	49人	1.4%	241	7.0%
中学校	1572人	404人	25.7%	533人	33.9%	223人	14.2%	313	19.9%
高校	45人	6人	13.3%	6人	13.3%	4人	8.9%	4	8.9%
特別支援学校	63人	0人	0.0%	5人	7.9%	0人	0.0%	0	0.0%
全校種	5137人	606人	11.8%	1147人	22.3%	276人	5.4%	558	10.9%
小学校・中学校	5029人	600人	11.9%	1136人	22.6%	272人	5.4%	554	11.0%

調査内容 B

「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」把握状況〔学校数〕

	休憩時間の業務時間把握		週休日・休日の業務時間把握		
	あり	なし	あり	なし	
小学校	168	333	小学校	198	292
中学校	99	173	中学校	167	102
高校	0	2	高校	1	1
特別支援学校	1	9	しょうがい	3	7
合計	268	517	合計	369	402
割合	34.1%	65.9%	割合	47.9%	52.1%

「時間外在校等時間」市町村公表状況

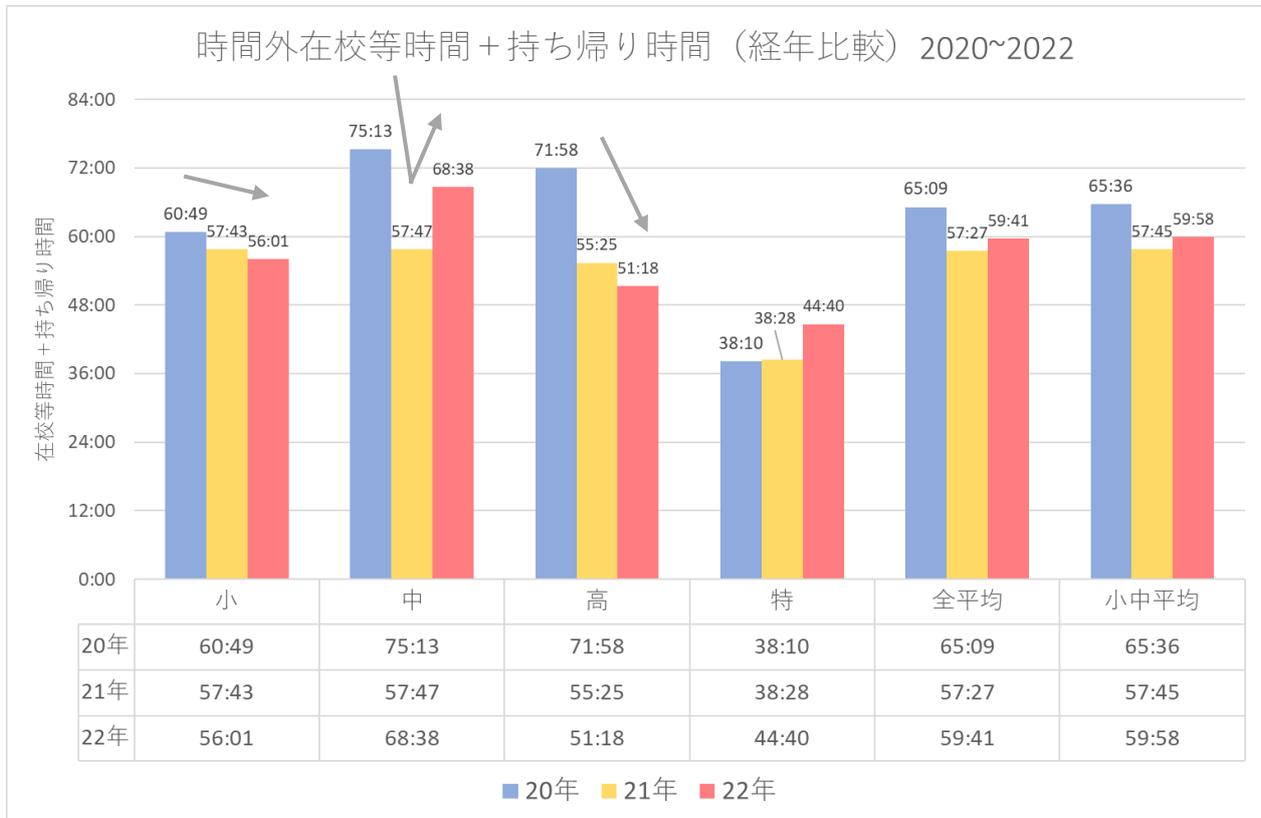
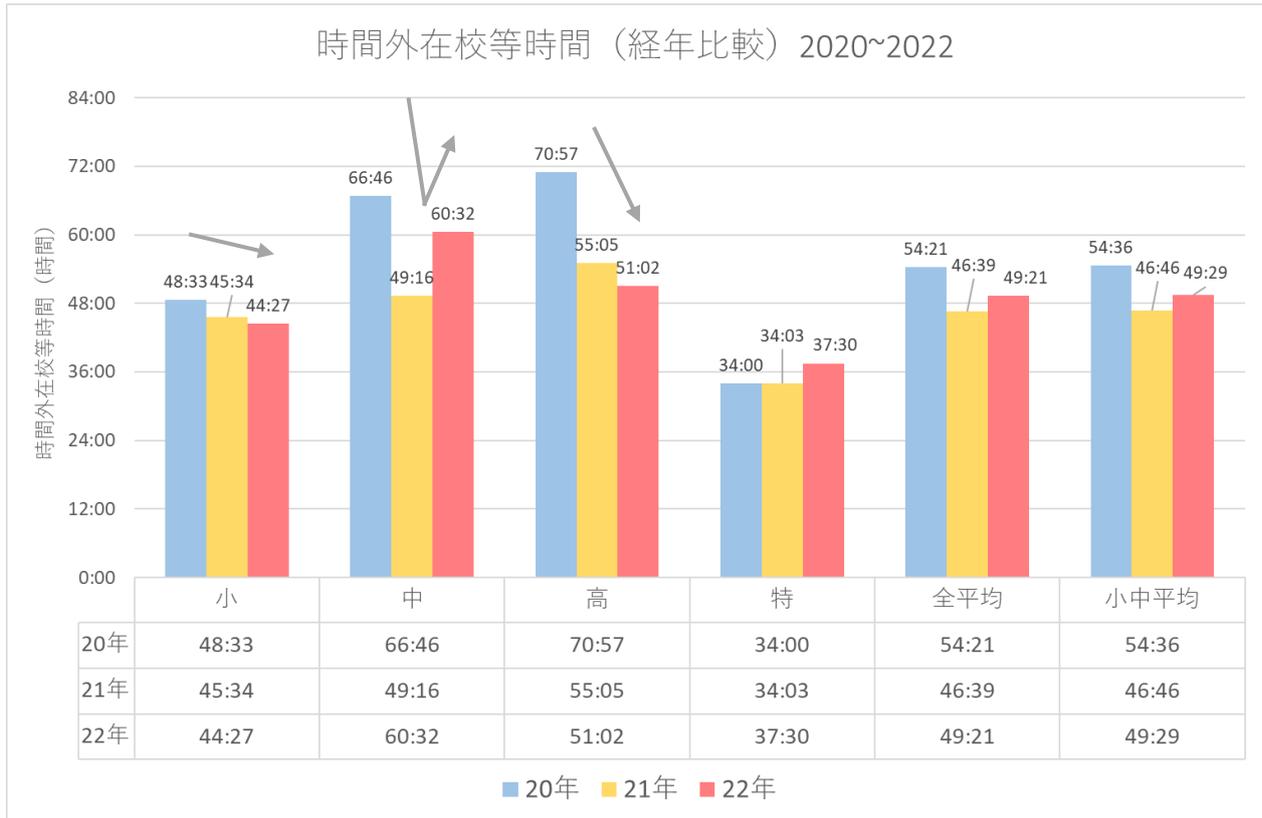
「時間外在校等時間」 市町村公表		
あり	なし	未回答
79	95	4
44%	53%	2%

※「学校の働き方改革」を進めるためには保護者・地域の理解が必要であることから、道教委は各市町村に公表をはたらきかけている。

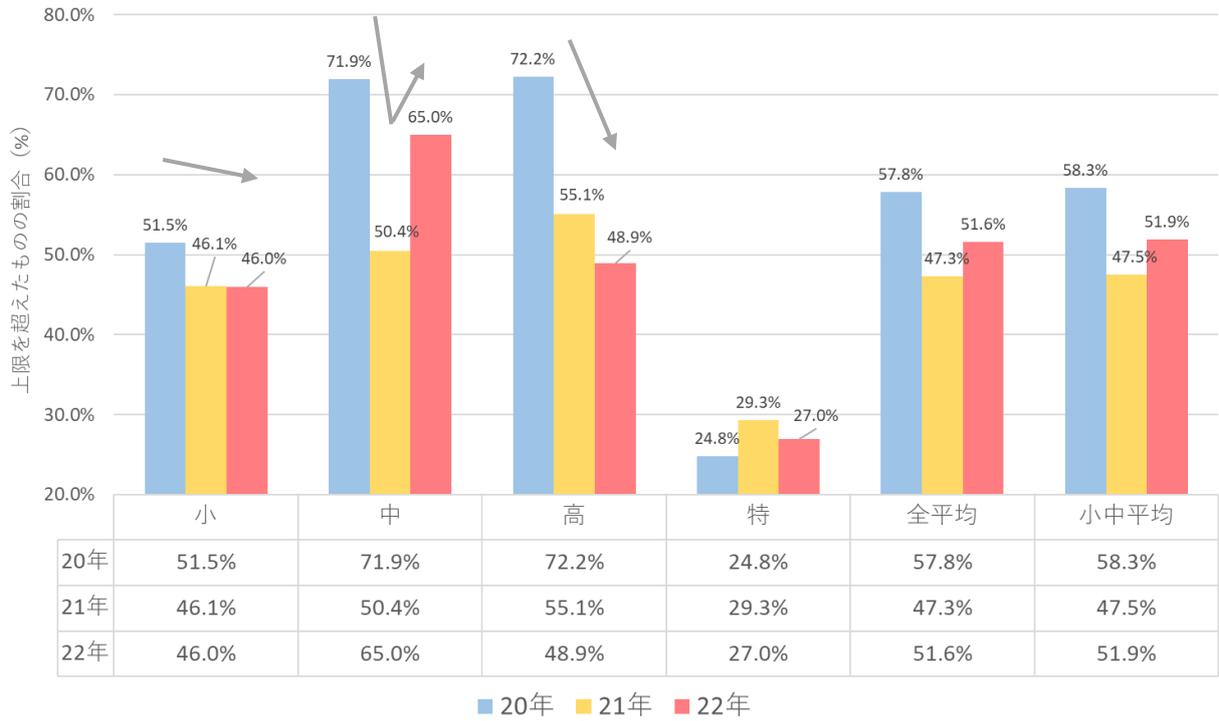
・北教組は、2020年度から「9月勤務実態記録」を継続して行っている。途中、追加した項目もあるが、比較検討可能なものについては、以下の通りである。

		① 超勤時間	▼	② 休憩時間の業 務	▼	時間外在校等時間 (①+②)	▼	「上限」を超え た者の割合	▼	③ 持ち帰り業務	▼	時間外+持ち帰り (①+②+③)	▼	持ち帰りを含め ると「上限」を超 えた者の割合	▼
小学校平均	2022年	31h56m	▼	12h30m	▼	44時間 27分	▼	46.0%	▼	11h35m	▼	56時間 1分	▼	62.2%	▼
	2021年	32h42m	▼	12h51m	▼	45時間 34分	▼	46.1%	▼	12h10m	▼	57時間 43分	▼	62.8%	▼
	2020年	35h22m		13h11m		48時間 33分		51.5%		12h16m		60時間 49分		66.9%	
中学校平均	2022年	47h43m	△	12h48m	▼	60時間 32分	△	65.0%	△	8h7m	▼	68時間 38分	△	71.2%	△
	2021年	36h33m	▼	12h42m	▼	49時間 16分	▼	50.4%	▼	8h32m	△	57時間 47分	▼	59.4%	▼
	2020年	53h19m		13h27m		66時間 46分		71.9%		8h27m		75時間 13分		79.0%	
高校平均	2022年	44h7m	▼	6h54m	▼	51時間 2分	▼	48.9%	▼	0h17m	▼	51時間 18分	▼	51.1%	▼
	2021年	47h3m	▼	8h02m	△	55時間 05分	▼	55.1%	▼	0h20m	▼	55時間 25分	▼	55.1%	▼
	2020年	64h49m		6h08m		70時間 57分		72.2%		1h01m		71時間 58分		72.2%	
特別支援学校平均	2022年	27h2m	△	10h27m	△	37時間 30分	△	27.0%	▼	7h11m	△	44時間 40分	△	41.3%	▼
	2021年	25h57m	△	8h5m	▼	34時間 3分	△	29.3%	△	4h26m	△	38時間 28分	△	35.4%	△
	2020年	25h49m		8h11m		34時間 0分		24.8%		4h10m		38時間 10分		32.5%	
全校種平均	2022年	36h48m	△	12h31m	△	49時間 21分	△	51.6%	△	10h22m	▼	59時間 41分	△	64.6%	△
	2021年	33h56m	▼	12h42m	▼	46時間 39分	▼	47.3%	▼	10h49m	△	57時間 27分	▼	61.3%	▼
	2020年	41h14m		13h07m		54時間 21分		57.8%		10h48m		65時間 9分		70.2%	
小学校・中学校平均	2022年	36h52m	△	12h36m	-	49時間 29分	△	51.9%	△	10h30m	▼	59時間 58分	△	65.0%	△
	2021年	33h57m	▼	12h48m	▼	46時間 46分	▼	47.5%	▼	11h00m	-	57時間 45分	▼	61.7%	▼
	2020年	41h19m		13h17m		54時間 36分		58.3%		11h00m		65時間 36分		70.9%	

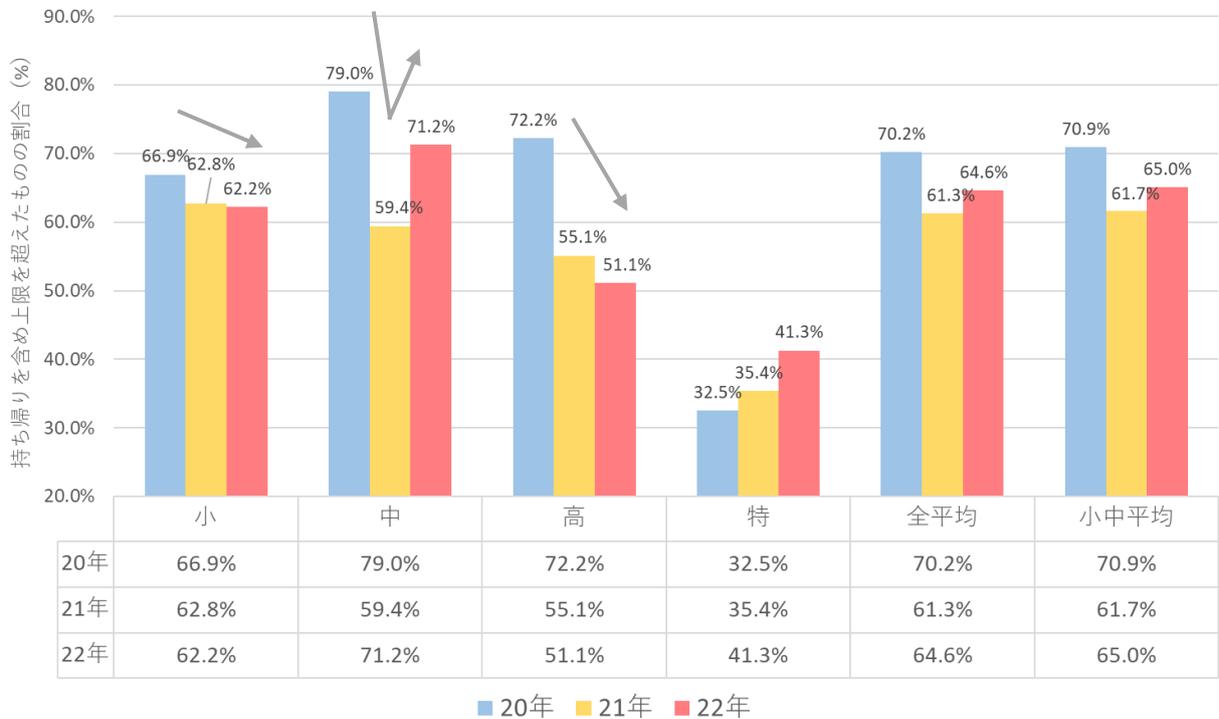
次に、それぞれの項目についてグラフ化し、経年変化の様子を示す。



上限を超えたものの割合（経年比較）2020~2022

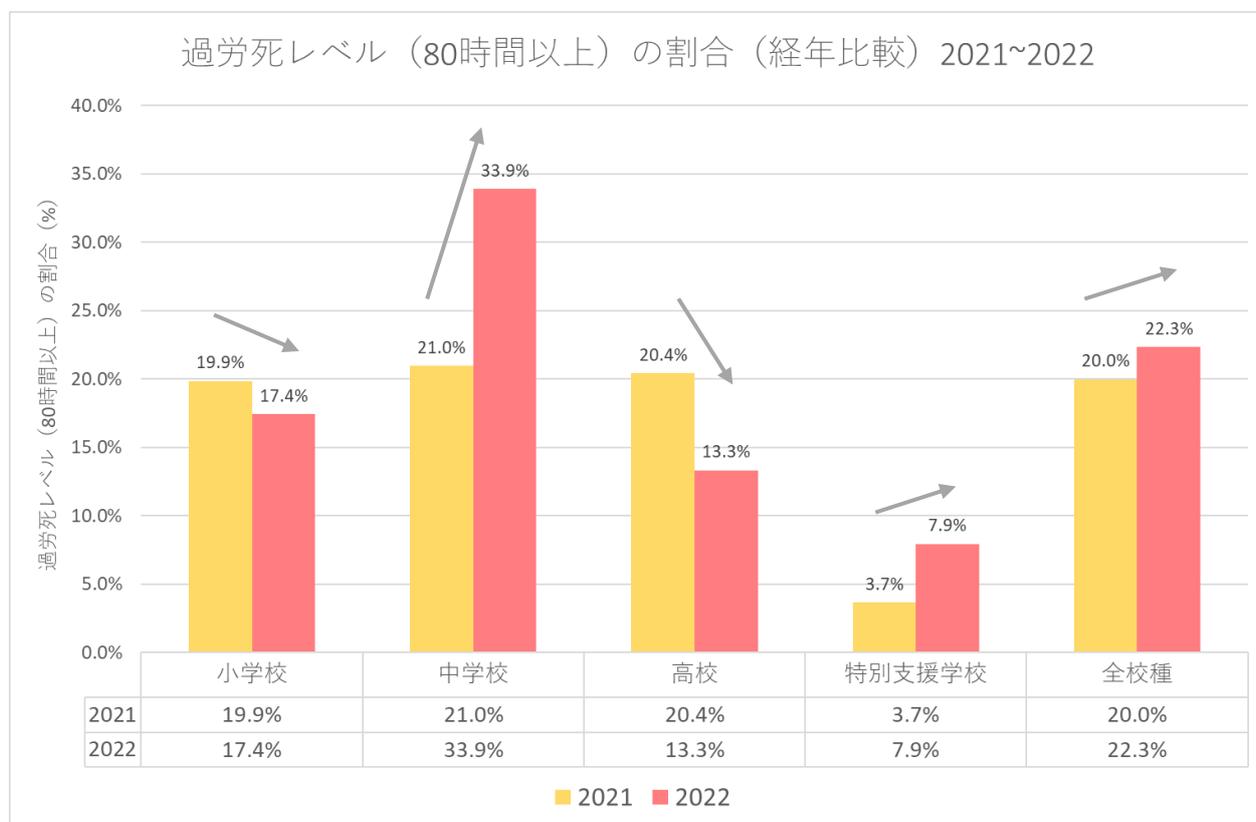


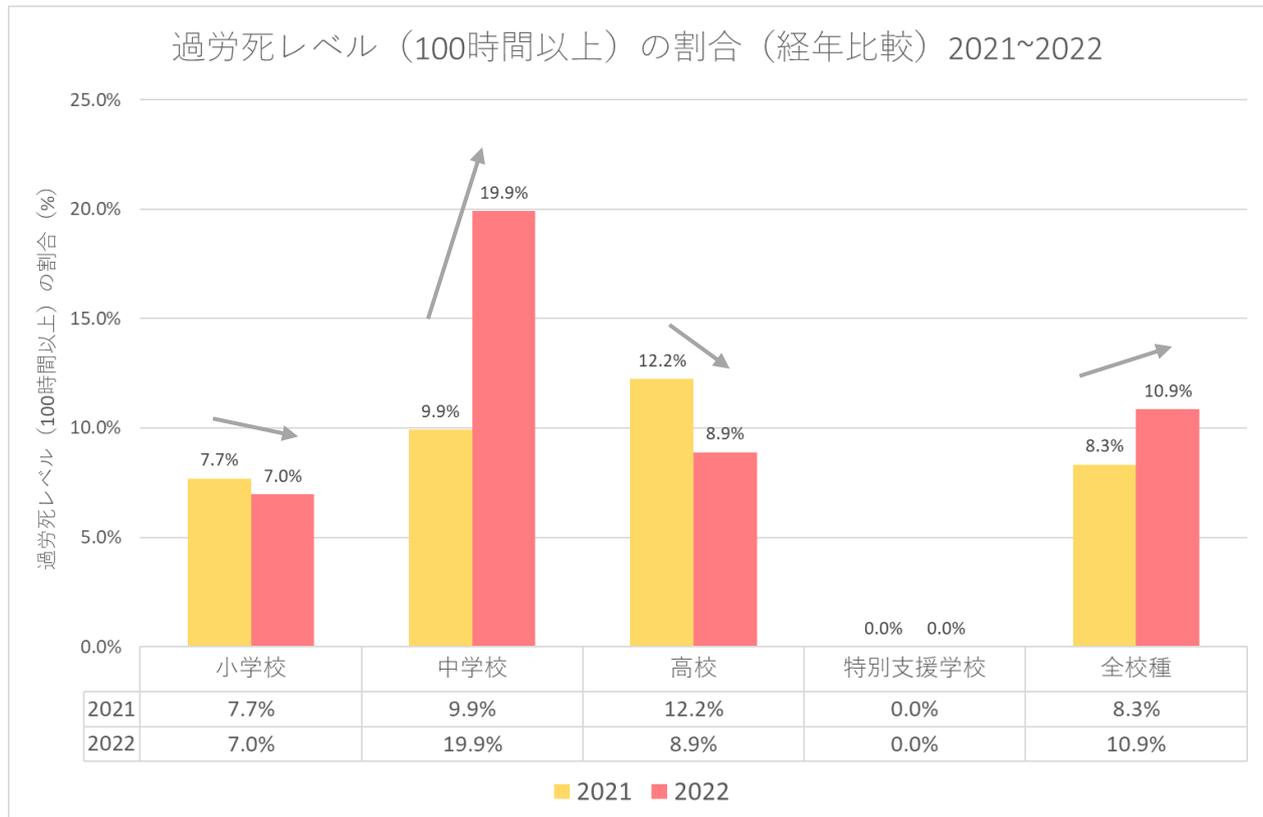
持ち帰りを含め上限を超えたものの割合（経年比較）2020~2022



(2) 「過労死レベル」を超えた者の割合

	集約 人数	①+②の合計が 80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が 100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合
小学校	3457人	196人	5.7%	603人	17.4%	49人	1.4%	241	7.0%
中学校	1572人	404人	25.7%	533人	33.9%	223人	14.2%	313	19.9%
高校	45人	6人	13.3%	6人	13.3%	4人	8.9%	4	8.9%
特別支援学校	63人	0人	0.0%	5人	7.9%	0人	0.0%	0	0.0%
全校種	5137人	606人	11.8%	1147人	22.3%	276人	5.4%	558	10.9%
小学校・中学校	5029人	600人	11.9%	1136人	22.6%	272人	5.4%	554	11.0%



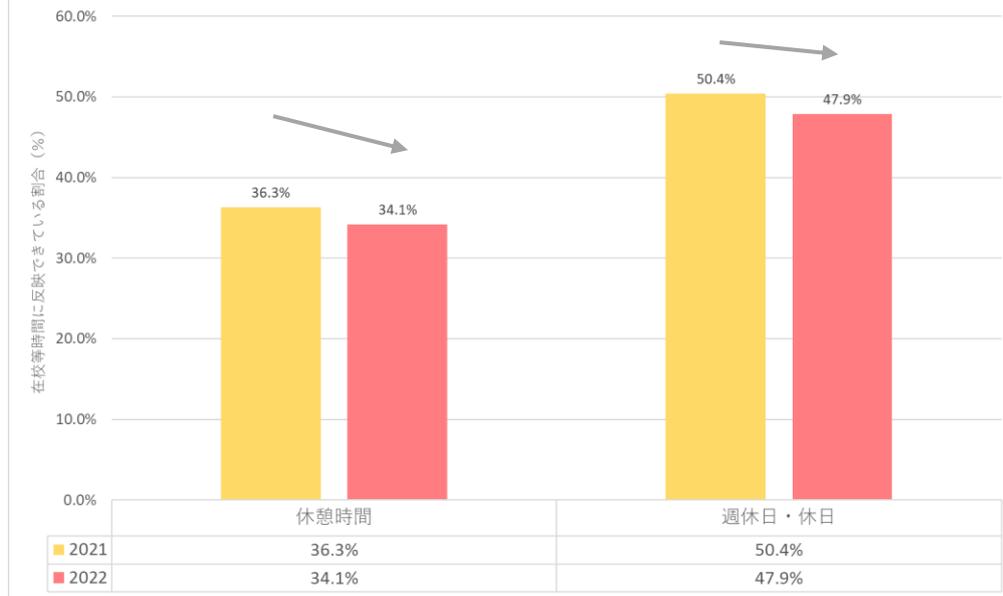


(3) 不十分な勤務時間管理

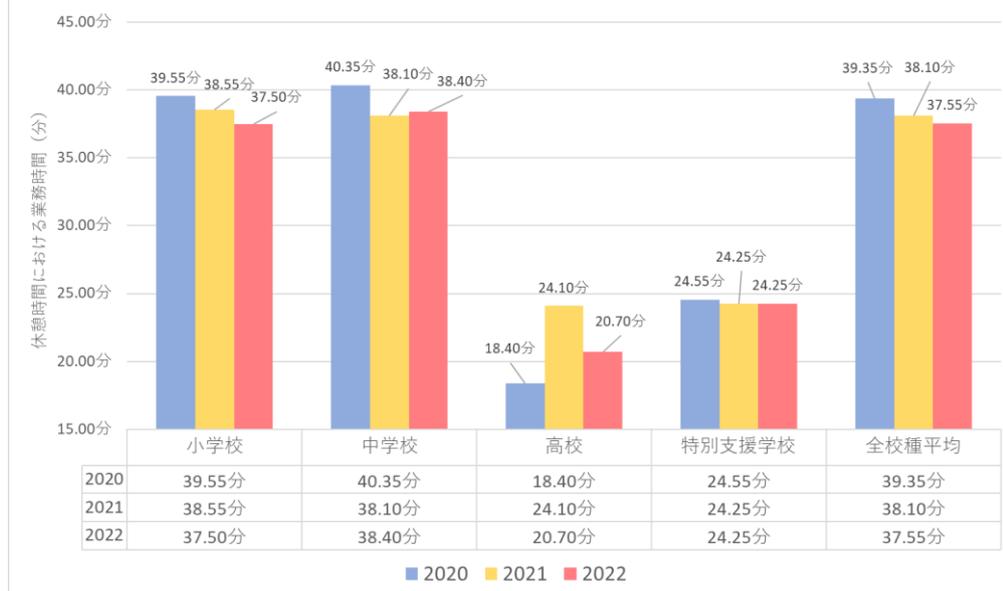
休憩時間の業務時間把握			週休日・休日の業務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	168	333	小学校	198	292
中学校	99	173	中学校	167	102
高校	0	2	高校	1	1
特別支援学校	1	9	しょうがい	3	7
合計	268	517	合計	369	402
割合	34.1%	65.9%	割合	47.9%	52.1%

(値は学校数)

休憩時間、週休日・休日の勤務時間把握

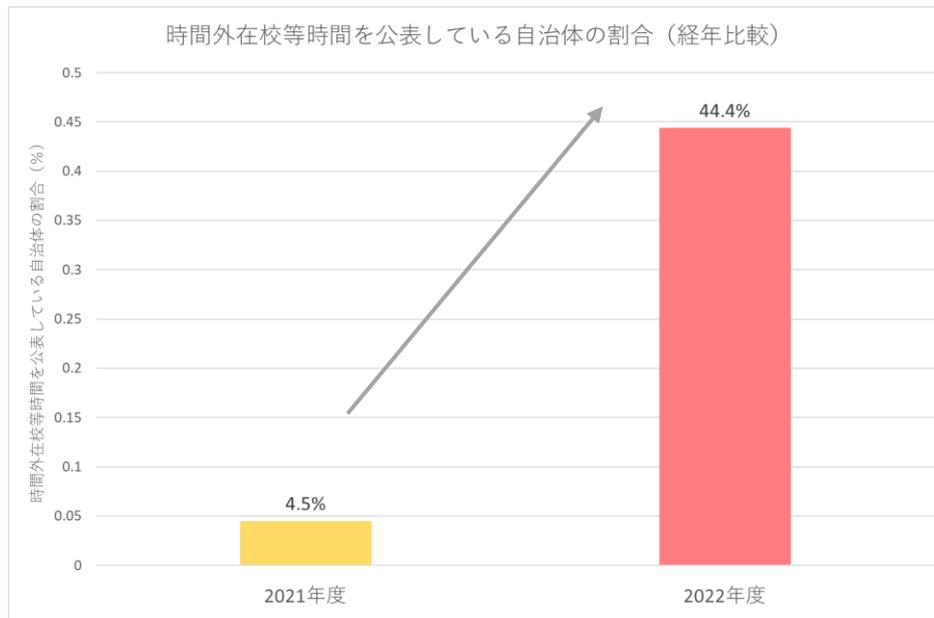


休憩時間における業務時間（経年比較）2020~2022



(4) 時間外在校等時間の市町村公表の状況

「時間外在校等時間」 市町村公表		
あり	なし	未回答
79	95	4
44%	53%	2%



「9月勤務実態記録」で明らかになったこと

- ① 教職員の5人に1人が「過労死」の危険性があること。中学校では、3人に1人が「過労死」の危険にさらされていること。
- ② 法令で定められた上限を半数近くの教職員が超えており、学校現場は違法な勤務環境が常態化していること。
- ③ 授業時間、教材研究、テストの採点、宿題・ノート点検などの本来業務時間は削減することが難しく、時間外在校等時間の削減率の全校種平均は横ばい、もしくは微減にとどまっていること。
- ④ 勤務時間管理は、教育委員会・校長の責任とされているが、まだ半数近くの学校で休憩時間、週休日の業務時間が正確に在校等時間に含まれていないこと。
- ⑤ 「学校における働き方改革」は、地域・保護者の理解が不可欠であり、在校等時間の状況を公表している自治体が増えてきてはいるものの、まだ半数にとどまっていること。

これらの問題を解決するためには、法令にもとづく勤務時間管理の徹底とともに、一人当たりの持ち授業時間数の上限設定とその他の業務削減が必要不可欠である。

II. 超勤・多忙化解消に向けた北教組提言

北教組は、「学校における働き方改革」をすすめるため、以下3点について提言する。

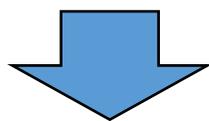
＜北教組の3つの提言＞

まず、所定の勤務時間内に収めるべき教員の中核となる本来業務とは何かを再定義する必要がある。前述したように、教員の本来業務の中には、当然であるが保護者対応も含まれるが、保護者の都合により他律的な側面があるため除外した。また、同じく本来業務である子どもたちの様々な悩みなどへの対応や相談など子どもたちと向き合う業務は「子どもたちの休み時間・放課後における対応」に含めた。

北教組の提言I

所定の勤務時間内に行うことができるようにすべき教員の中核となる本来業務を次のように定義する。

- ・授業
- ・授業準備（学習評価の分析、教材研究、教材作成、授業計画、T.Tや支援員との連絡調整）
- ・学習評価や成績処理
- ・子どもたちの休み時間・放課後における対応
- ・職員会議や朝の打ち合わせ会議、その他分掌会議、学年打ち合わせなど
- ・主権者を育てるための児童会・生徒会指導、学級活動など自治的諸活動について指導・アドバイスする時間
- ・行事



1 人あたりの本来業務の負担
を減らすために

これまで述べてきた通り、現在の教育課程は過密化しており、子どもたちにも大きな負担となっている。また、過密な教育課程は、教職員の心身の健康にも影響を及ぼしている。中核となる本来業務を所定の勤務時間内におさめるためには、教員一人あたりの週の持ち授業時数を減らすことが急務である。

北教組の提言2

**中核となる本来業務を所定勤務時間におさめるために、
小学校では20時間、中学校では18時間、高等学校では16時間など一人あたりの週の持ち授業時間数の上限を設定すること。**

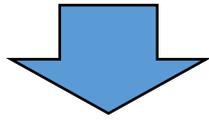
少なくとも一日あたり2時間以上の自律的に業務を行うことができる時間がなければ、授業以外の本来業務をこなすことは不可能。

教職員の所定勤務時間の週38時間45分のうち持ち授業数を上記のように設定し、授業準備(学習到達度の分析、教材研究、教材作成、授業計画、T.Tや支援員との連絡調整)、その他(子どもたちの休み時間・放課後における対応、職員会議や朝の打ち合わせ、自治的諸活動の指導・アドバイス等)を所定勤務時間時間内におさめる。

提言2を実現するためには、上記の「① 教職員定数を増やすための『義務標準法』・『高校標準法』改正」、②「年間標準授業時数を削減するための『学習指導要領』改訂」の国による法改正が必要となる。

また、超過勤務の根本要因が「学習指導要領」にもとづく年間総授業時数過多とそれに見合う教員数の不足にあることから、超勤抑制に向けたインセンティブについては、服務監督権者である市町村教委だけでなく、まず教育施策の根幹を決定している文科省に向けられなければならない。そのためには、「給特法・条例」を改め時間外勤務手当化することで、文科省・都道府県教委に予算確保の必要を生じさせ、教員の正規の勤務時間を十分に意識した教育施策立案への責任を持たせる仕組みの構築が必要となる。教員に労働基準法の原則を回復し、教育政策に起因する超勤を抑制するために、「給特法」の廃止・見直しは不可欠である。

さらに、直近の大きな課題として、部活動の地域移行は土日だけの移行にとどまらず、平日を含め早期に社会教育への完全移行を実現する必要がある。



週あたりの持ち授業時間数の
上限設定を実現するためには

北教組の提言3

中核となる本来業務を所定勤務時間におさめるためには
教員一人あたりの週の持ち授業時間数の上限設定が必要
さらに、これを実現するためには

- ① 教職員定数を増やすための「義務標準法」・「高校標準法」の改正
- ② 年間標準授業時数を削減するための「学習指導要領」改訂

が必要となり
さらに、

- ③ 「給特法」の廃止・抜本的見直し
- ④ 平日を含めた「部活動」の社会教育への完全移行

も必要となる。

都道府県・市町村のとりくみは、かなりすすんではきているものの、その効果は、相当限定的である。

国が動かなければ、教職員の超勤・多忙化問題の抜本的な解決はない。